

花きの振興に関する法律 種苗法の特例について



平成29年8月

農林水産省

花き産業・施設園芸振興室

「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）が平成26年12月1日施行。

これに合わせ、種苗法の特例等に関する手続きを定めた

「花きの振興に関する法律施行令」及び
「花きの振興に関する法律施行規則」
が平成26年12月1日に施行。

特例の適用を受けるためには「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（平成27年4月10日に公表）に適合した研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが必要。

「花きの振興に関する法律施行令」

法第13条に基づき、出願料及び登録料の軽減に係る申請手続きを定めるとともに、出願料及び登録料の4分の3を軽減する旨定めるもの。

「花きの振興に関する法律施行規則」

法第11条に基づく研究開発事業計画の申請手続き及び第12条に基づく同計画の変更手続きを定めるとともに、出願料及び登録料の軽減を申請するための様式等について定めるもの。

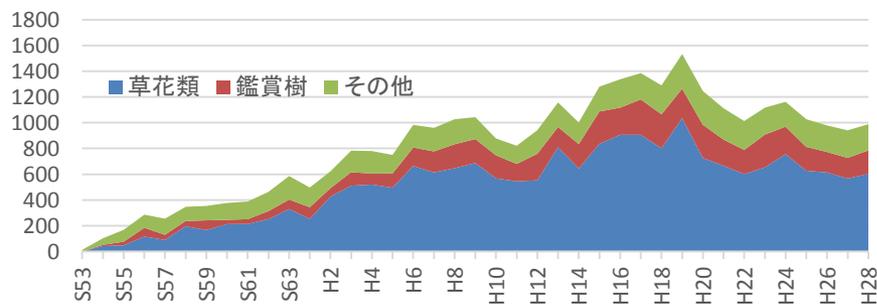
「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」

法第11条に規定する研究開発事業の実施に関する基本的な考え方や内容等に関する事項等について定めるもの。

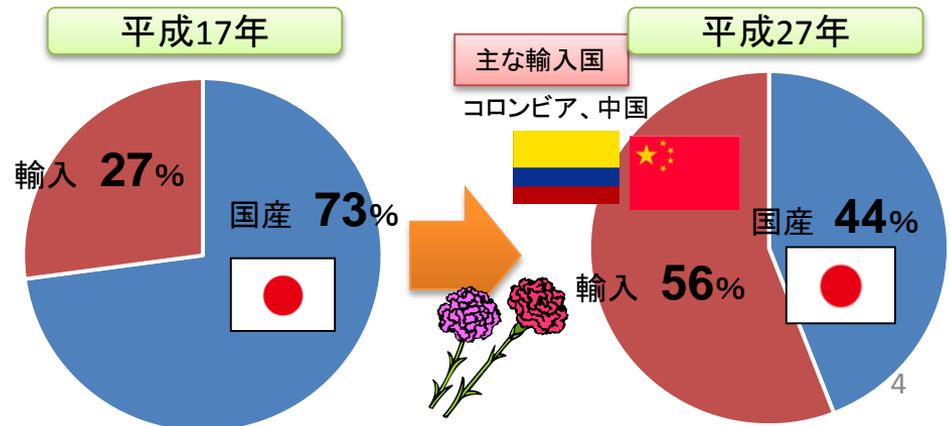
種苗法の特例の背景

- 花きは極めて育種が盛んで、種苗法に基づく出願全体の6割が草花類。うち個人育種家や民間の種苗会社によるものが9割。毎年2~3千の新品種が市場に登場するなど、品種数は世界有数。
- 他方、キク、バラ、カーネーション等切り花の輸入が増加傾向。また、近年花き輸出も増加傾向。
- 「国産シェアの奪還」と「輸出拡大」のためには、我が国花き産業の国際競争力の強化に資する新品種の育成の加速化が必要。

品種登録出願件数の推移(年度)



カーネーションの自給率の推移(本数ベース)



種苗法特例の適用対象及び具体的な支援策

- 農林水産大臣の認定を受けた研究開発事業計画の成果として育成された品種に種苗法の特例を適用。
- 具体的には、**耐病性や高温耐性、日持ち性を有する等、国際競争力の強化に資する新品種の育成に対し、出願料及び登録料(1～6年目)を4分の3軽減。**

種苗法の特例措置

区分	通常	特例措置
出願料	47,200円	11,800円
登録料		
第1～3年	6,000円/年	1,500円/年
第4～6年	9,000円/年	2,250円/年
第7～9年	18,000円/年	—
第10～30年	36,000円/年	—

研究開発事業計画の認定件数(平成29年7月現在)

18件

種苗法特例の適用対象となる新品種 (イメージ)



輸出の拡大

灰色かび病に対する抵抗性を持ち、夏場の高温・多湿化でも輸出可能となるスイートピーの新品種



国産シェアの奪還

高温耐性を持ち、夏場の需要期に合わせた安定供給が可能となるキクの新品種

研究開発事業の実施に関する基本的な事項①

研究開発事業の実施に関する基本的な事項

(1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを旨とする。

(2) 研究開発事業の内容等に関する事項

[1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。



研究開発事業の実施に関する基本的な事項②

[2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来の品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

[3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間(開始日及び終了日)及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

研究開発事業計画の手続

種苗会社、個人育種家、
都道府県試験場等

研究開発事業を行おうとする者

②認定

我が国花き産業の国際競争力の強化に特に資するものか等について審査

輸出の拡大

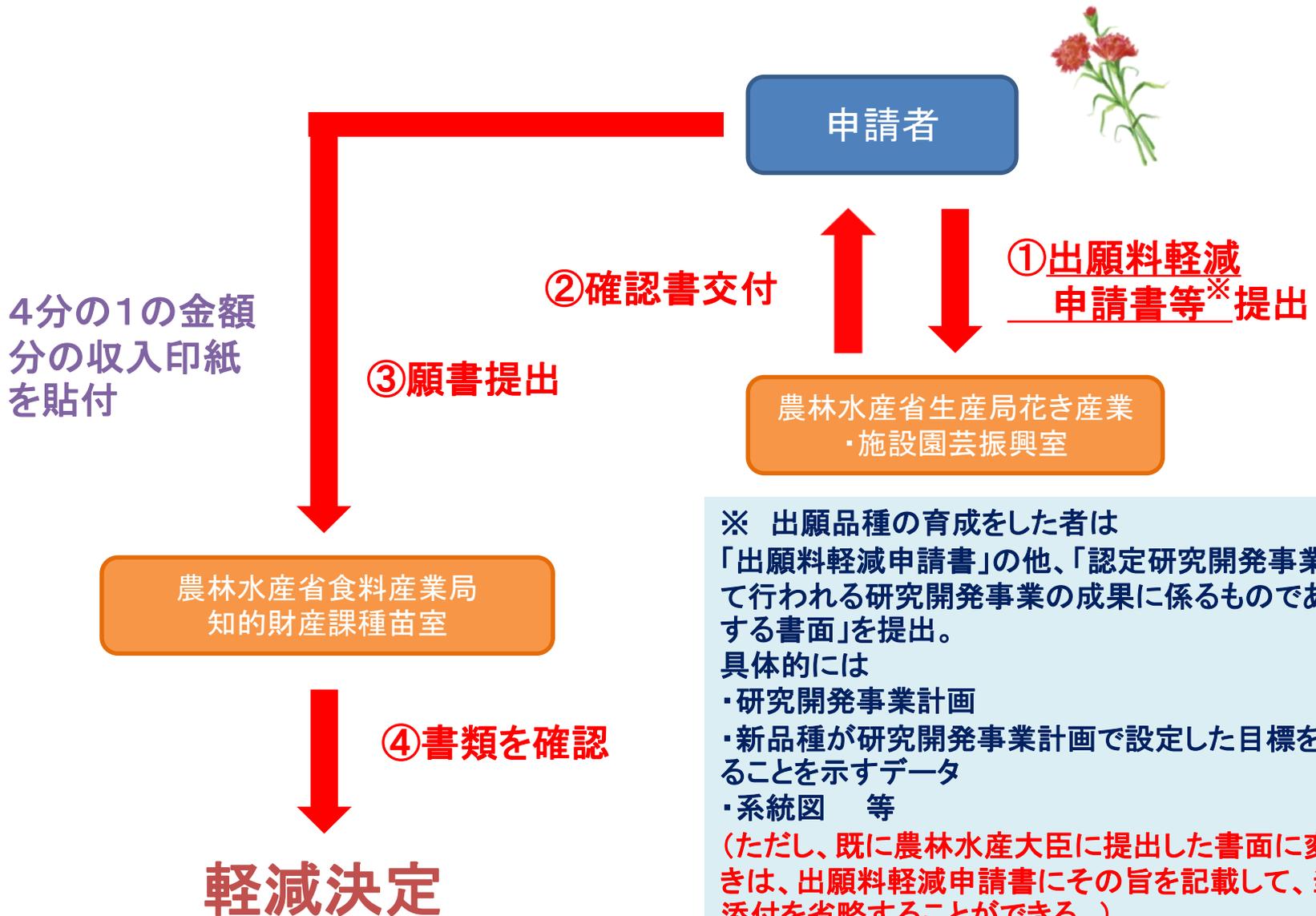
国産シェアの奪還

①研究開発事業計画の認定の申請
(計画期間は10年以内)

農林水産省生産局花き産業
・施設園芸振興室

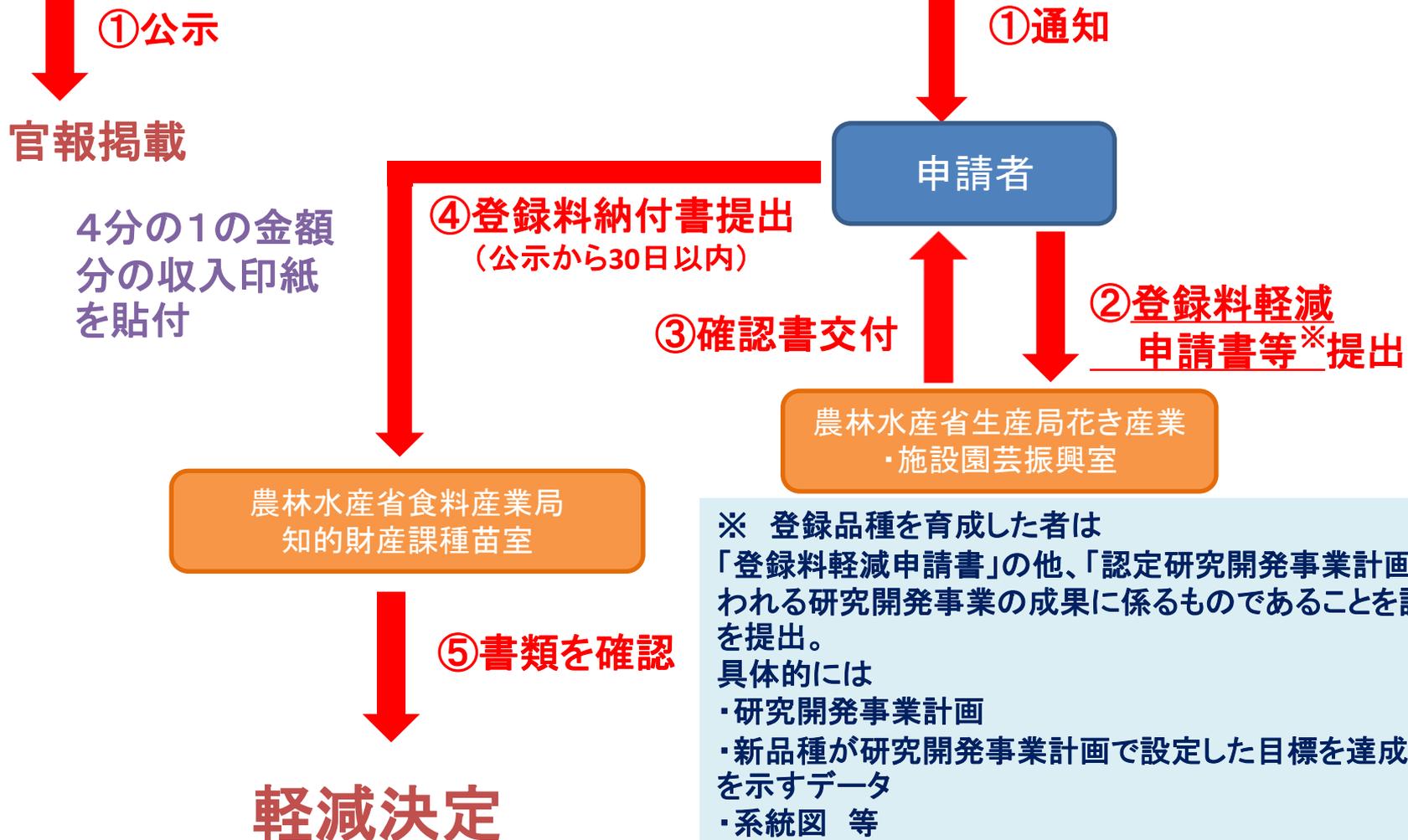


出願料軽減の手続



登録料軽減の手続

品種登録



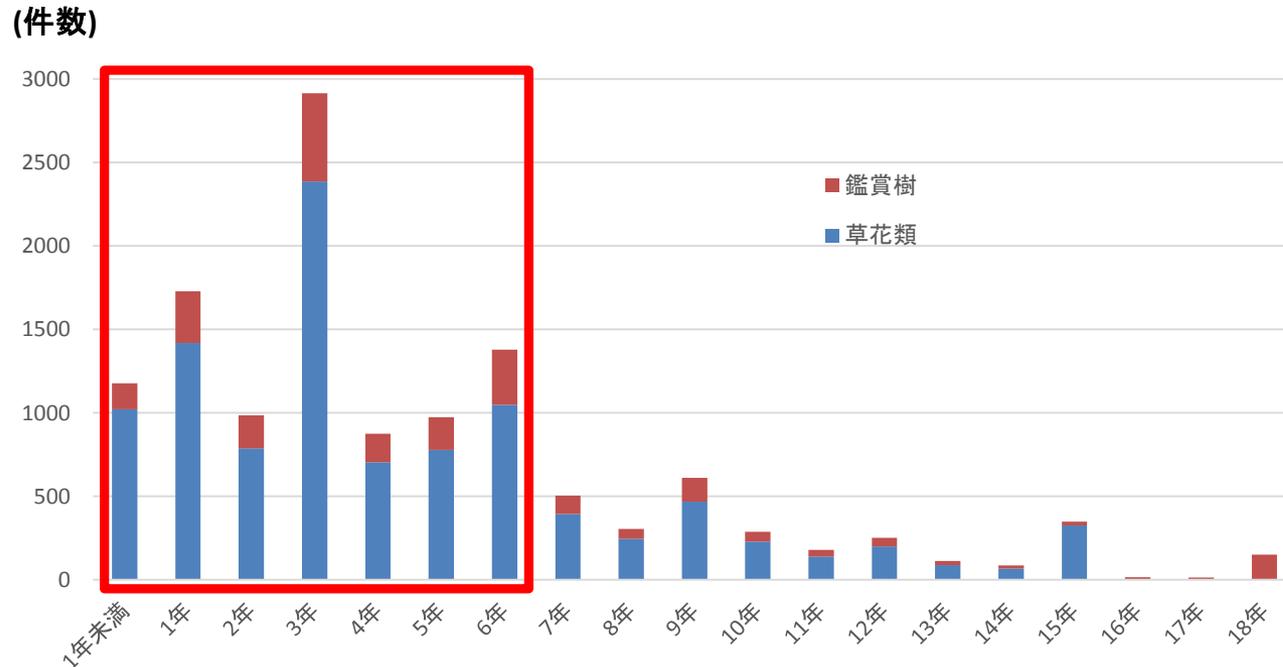
※ 登録品種を育成した者は「登録料軽減申請書」の他、「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面」を提出。
具体的には

- ・研究開発事業計画
- ・新品種が研究開発事業計画で設定した目標を達成していることを示すデータ
- ・系統図 等

(ただし、既に農林水産大臣に提出した書面に変更がないときは、登録料軽減申請書にその旨を記載して、当該書面の添付を省略することができる。)

登録料軽減の期間

- 種苗法に基づきこれまで品種登録が行われた花きの品種について、品種登録されていた期間は、6年以内のものが約8割。
- これは、品種登録が行われてから約6年間で、登録品種の商品価値が見極められ、登録更新される品種が絞り込まれるため。
- 登録料の軽減は、この6年間を対象とするもの。



花きの品種登録の期間

資料：農林水産省品種登録統計資料(平成27年12月3日現在)

研究開発事業計画認定申請書や、
出願料軽減申請書等の各種様式は、
農林水産省HPにて掲載中。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/>

連絡先：農林水産省 生産局 花き産業・施設園芸振興室
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
直通：03 (6738) 6162

